

## 災害時における北陸地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、一般社団法人日本建設機械施工協会北陸支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における北陸地方整備局所管施設の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、甲が直接管理又は管理委託する施設（工事中の施設を含め、以下「所管施設」という。）が被災し、その応急対策を実施するにあたり、乙はこれを支援するため、必要な機材及び技術者等（以下「災害対策機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、以下、被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、北陸地方整備局所管施設において発生した災害復旧箇所とする。

### （業務の内容）

第3条 甲又は甲の所掌する事務所及び管理所（以下「事務所等」という。）の長は、所管施設が被災し必要と認めるときは、被災状況に応じて乙に乙の会員の出動を要請することができるものとする。

- 2 乙の会員は、甲又は事務所等の長からの出動要請について、乙から連絡があったときは、できる限り速やかに所管施設の被災状況を甲又は事務所等の長の指示により把握し、当該災害の応急対策を実施するものとする。
- 3 乙は、あらかじめ応急対策を早急に実施できるよう必要な災害対策機材等の確保、動員の方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。

### （業務の実施体制）

第4条 前条第3項に定める所管施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、乙は編成表及び連絡系統について毎年、年度当初に見直しを行い、甲に報告するものとする。

- 2 甲は事務所等の長に対して、乙の実施体制を連絡しておくものとする。

### （災害対策機材等の報告）

第5条 乙は、第3条第3項に定める災害対策機材等の品目を把握し、あらかじめ乙の会員の編成表ごとに、書面により甲に報告するものとする。

- 2 乙は、前項で報告した内容について毎年、年度当初に見直しを行い、甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所等の長は、乙に乙の会員の出勤を要請したときは、出勤した乙の会員と遅滞なく契約を締結するものとする。

(実施範囲の特例)

第7条 甲又は事務所等の長は、第2条に規定する実施範囲以外において、大規模自然災害等により甚大な被害が発生又は発生する恐れがあり、災害の状況により特に必要と認めるときは、乙に乙の会員の出勤を、要請することができるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。  
2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。  
また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本協定は、廃止することができる。  
なお、申し出の時期は、廃止する期日の1箇月以前とする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は災害対策機材等に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置について、甲乙協議して定めるものとする。

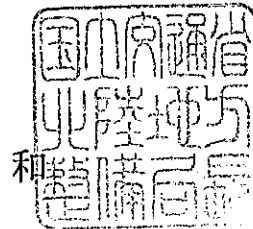
(その他)

第10条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

平成15年6月6日付け「協定書」は、廃止する。  
本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 国土交通省北陸地方整備局長  
前 川 秀



乙 一般社団法人日本建設機械施工協会北陸支部長  
丸 山 暉 彦

